

求 人 票

採用人数	1名
雇用の期間	平成25年7月 日～平成26年3月31日
勤務場所	千葉県健康福祉部障害福祉課
資格要件	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有していることが望ましい
業務内容	障害者差別をなくすための条例相談窓口業務
勤務時間	8:30～17:15 (週1日のみ15:15まで) 週29時間勤務 ※所定時間外の労働はない。 詳細応談
休憩時間	12:00～13:00
勤務を要する日	月・火・水・木・金 の間の4日間 ただし、祝日及び1月1日から1月3日の間は勤務を要しない。
休暇等	1 休暇 (1)有給 下記に掲げる事由につき、それぞれその都度必要と認める期間 ・ 選挙権その他公民としての権利の行使 ・ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 ・ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 ・ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (2)無給 ・ 女性の出産(産前6週(多胎妊娠の場合14週)、産後8週) ・ 女性の生後満1年に達しない子の育児(1日2回各30分) ・ 女性職員の生理(請求した期間) ・ 療養休暇(公務上の傷病の場合、必要と認める期間。私傷病の場合、1の年度において10日の範囲内の期間) 2 その他労働基準法に定める措置
報酬	1 報酬(予定額)月額 134,100円(相談業務経験 1年未満の場合) 2 通勤手当あり 3 昇給なし 4 退職手当なし 5 賞与なし
報酬の支給方法	口座振込み
報酬の支給日	月末締めで翌月の15日に支給 (15日が休日又は土日にあたるときはその直前の平日に支給)
安全及び衛生	健康診断(職務専念義務免除の扱いとし、受診に必要な時間の報酬は減額しない)
社会保険	全国健康保険協会健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
災害補償	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償される
退職	雇用期間の満了又は退職の申し出により退職
解雇の事由	・業務が終了した場合 ・業務が中止又は中断した場合 ・非行、勤務怠慢、その他これらに類する行為があった場合
解雇予告	雇用期間の満了する30日前までに予告
問い合わせ先	電話 043-223-2338 千葉県障害福祉課 担当:岩井